

令和元年度 大分県農地中間管理事業推進指針

大分県農地中間管理機構（大分県農業農村振興公社）

1 基本的な方向

農業経営の規模拡大、耕作地の集団化、農業への新規参入の促進等による農地利用の効率化及び高度化を図り、農業の生産性の向上に資することを目的に平成26年にスタートした農地中間管理事業が5年を経過した。

この間、本県における農地中間管理事業の転貸面積は、累積で約3,000ha、うち新規面積は約1,200haとなった。

平成30年度は、基盤整備事業との連携による参入企業の用地確保や新規就農者を対象とした農地の中間保有等の新たな取組を始め、機構利用につなげた。

一方で、新たな受け手の登録が減少し、受け手の機構利用がほぼ一巡したこと等から、集積面積は585ha、うち新規面積は225haといずれも前年を下回った。

このため、県においては、「令和元年度大分県農地集積重点戦略指針」を作成し、ターゲットを絞った重点実施区域への重点支援を行うことで、既存の担い手の規模拡大だけでなく、基盤整備事業による圃場条件の改善や、新規就農者や企業参入等新たな担い手の確保等の重点取組を積極的に進めながら、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の推進に取り組むこととした。

当機構としても、国において改正された所有者不明農地対策の活用や農地中間管理事業の5年後見直しによる制度改正等に、関係機関と連携して迅速に対応し、農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化を推進する。

2 農地中間管理事業による集積目標

令和元年	農地中間管理機構集積面積	600ha
	うち新規集積面積	300ha

3 重点的取り組み事項

(1) 推進体制の強化と連携

農地中間管理機構駐在員と各市町の農業委員、農地利用最適化推進委員、市町農地集積推進員が連携・協力して、農地の出し手と受け手の利用調整を図る。

市町独自の意欲ある取組を支援するため、新たに駐在員を増員し、関係市町に配置する。

(2) 農地中間管理事業重点実施区域への重点推進

基盤整備事業実施地区、水田畑地化推進地区等、人・農地プランの実質化に取り組む地区を中心に、各市町が申請し農地中間管理機構が指定する「農地中間管理事業重点実施区域」の集積目標の達成に向け、関係機関が一体となって重点推進し機構利用の向上を図る。

(3) 担い手への農地中間管理事業の活用促進とフォローアップの徹底

「担い手リスト」に基づき認定農業者（個別経営体・集落営農法人・参入企業等）や認定新規就農者等に対し規模拡大意向の確認を行うとともに、農地中間管理事業の活用を積極的に働きかける。また、マッチング後のさらなる規模拡大等を支援するなどフォローアップを徹底する。

(4) 出し手情報の共有と優良農地情報の公表

農業委員会が実施する農地の利用意向調査による「農地の出し手情報」を関係機関で共有するとともに、機構への貸付を希望しているが、賃借権の設定ができていない農地及び農業委員会が調査した遊休農地のうち一定の面積規模を有しているなどの機構の借受条件を満たす農地を、優良農地情報として機構のホームページで公表し受け手とのマッチングを促進する。

4 県と連携して促進する新規農地集積に係る主な施策

- ①基盤整備事業の活用による担い手への集積・集約 (33ha)
- ②水田畑地化による園芸産地の育成 (100ha)
- ③人・農地プランの見直し推進
- ④集落営農法人への集積促進 (80ha)
- ⑤新規就農者への集積促進 (22組29名、22.1ha)
- ⑥参入企業への集積促進 (47ha)
- ⑦未利用採草地等の再整備や水田放牧の推進 (44.9ha)
- ⑧利用権設定の契約更新、相続未登記農地の機構利用促進